

大宮法科大学院大学研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、大宮法科大学院大学（以下「本学」という。）学則第28条の2の規定に基づき、研究生について必要な事項を定める。

(研究生)

第2条 研究生とは、法曹資格取得のため、修了後も本学施設を利用して研鑽を積む者をいう。

(申請資格)

第3条 研究生として申請することのできる者は、本学修了者であって司法試験受験資格を有する者とする。

(申請手続)

第4条 研究生となることを希望する者は、前期については前年度の3月中旬、後期については9月中旬までに所定の用紙により申請するものとする。

(選考)

第5条 学長は、申請者を選考の上研究生として許可する。

(在籍期間)

第6条 研究生としての在籍期間は半年を単位とし、本学修了後5年を限度とする。

(登録料)

第7条 第5条により研究生の許可を受けた者は、学期毎に所定の期日までに登録料を納付しなければならない。

2 研究生の登録料は、別表のとおりとし、毎年度これを定める。

(施設利用)

第8条 研究生の本学施設利用の内容については、別に定めるところによる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2. 本学修了直後の者については、第4条の規定にかかわらず別に定めるところによる。

(別表)

登 録 料

前 期	後 期
4月1日から 9月30日まで	10月1日から 翌年3月31日まで
10,000 円	10,000 円

(注) 上表にかかわらず、本学修了直後の年度において6月1日以降も研究生を希望する者の当該年度の前期登録料は5,000円とし、6月の指定期日までに納付しなければならない。